



長崎県石木ダム建設事務所

住所 東彼杵郡川棚町石木郷195-1

電話 0956-82-5109

ホームページ

石木ダム建設事務所で検索

もしくは、右QRコードから



## 水源地域整備計画について ～その1～

### 水源地域整備計画とは・・・

ダムができると、周辺地域の環境などは大きく変化します。

このため、地域にお住まいの皆様のご生活と福祉の向上を考えたインフラ整備など、新しい環境に応じた地域振興を目的に、水源地域対策特別措置法に基づき立案する計画のことで、その内容については、「石木ダム水源地域まちづくり委員会」が、区域ごとに次のような提言をまとめています。

### 水源地域整備計画のイメージと、区域ごとの主な振興策

#### 1. ダム湖上流域

- 地域間交流促進のための道路整備
- 住民生活安定のための上水道整備
- 地域の親睦と融和のための広場整備、水汲み場や駐車場等の整備

#### 2. ダム湖周辺

- 安らぎと潤いのある散策路や展望所の整備
- ダム建設記念館や資料館の整備
- 岩屋権現周辺の地域遺産の保全

#### 3. ダム湖下流域

- 水辺の憩い空間としての親水公園整備
- 運動公園などの付帯施設を含めた広場整備

#### 4. その他

- キャンプ場などの集客施設の整備
- ダムを活用したイベントの計画

※現時点でのイメージであり、今後変更となる場合があります。

現在、県は、川棚町や佐世保市とともに、この提言をもとにした具体的な事業の選定などを進めています。

計画実現のためには、地権者の皆様はもとより、地域の方々の協力が必要不可欠です。

# 工事続行禁止仮処分申し立てを却下する 司法判断がなされました

平成28年2月、石木ダム建設事業に反対する地権者や支援者505名の方々が、長崎県及び佐世保市を相手に工事続行の禁止を求めて申し立てていた仮処分について、同年12月20日、長崎地方裁判所佐世保支部は、申し立てを却下する決定を行いました。

申し立てられた方々の「生命・身体の安全や人格権、税金を有効かつ適切に利用される権利などが侵害される」などの主張に対し、同裁判所は、工事の続行を禁止する緊急の必要性はないとして、それらの主張を認めませんでした。

## 【決定を受けての知事コメント】

（決定については）県の主張が認められたものと考えています。これまでも申し上げてきたとおり、石木ダムは地域の治水・利水のために必要不可欠な事業であるとの考えに変わりはなく、これからもスムーズに事業を進めていくことができるよう、引き続き努力していきたいと考えております。



付替県道工事については、平成27年3月に通行妨害を禁止する仮処分が決定されましたが、現在も、現場への通行を妨害する行為が続いております。

しかしながら、県としては、工事を続行してよいとの判断が裁判所によって示されたものと受け止めており、工事の差し止めを申し立てられた方々におかれては、今回の決定の内容にご納得の上、工事の進捗にご理解をいただきたいと考えております。

今後とも、工事の着実な進捗に向けて努力してまいります。



石木ダムに対するご質問、ご意見等がありましたら下記連絡先にお寄せください。

長崎県 石木ダム建設事務所  
土木部河川課

電話 0956-82-5109  
電話 095-823-3280